

# I 一般会計および特別会計の状況

## 1 令和元年度決算の概要

### 一般会計決算の概要

#### ○決算規模

令和元年度は、当初予算の規模は5,414億8,000万円であり、前年度に比べ45億6,000万円増加し、さらに国土強靱化等のための公共事業に取り組んだことなどから、決算規模は、歳入・歳出ともに増加し、7年連続で5,000億円台となりました。

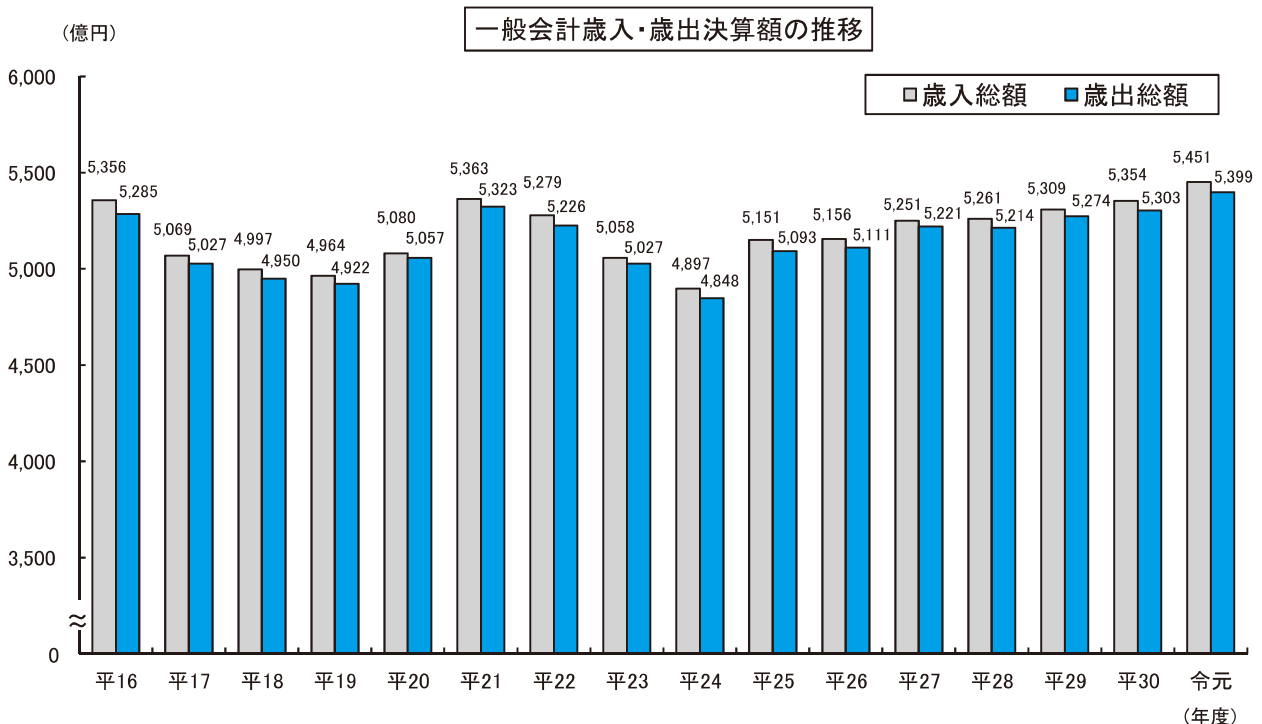
#### ○歳入決算額

県税は、納税義務者数の増により個人県民税が増収となったことなどから、総額で前年度に比べて増加しました。

また、地方譲与税は、地方法人特別譲与税の減少などにより、減少した一方で、国庫支出金は、道路修繕事業費国庫補助金や広域河川改修事業費国庫負担金の増加などにより、県債は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業をはじめとする公共事業の増加などにより、それぞれ増加したことなどから、歳入決算額は、前年度に比べ97億1,478万2千円増加し、5,450億6,755万4千円となりました。

#### ○歳出決算額

「滋賀県行政経営方針2019」に基づき、財政健全化の取り組みを進めました。前年度に比べ災害の被害が減少したことにより災害復旧費などが減少した一方、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく公共事業の増加などにより土木交通費、施設型給付・地域型保育給付などの社会保障関係費の増加などにより健康医療福祉費などが増加したことから、歳出決算額は、前年度に比べ95億8,817万5千円増加し、5,399億2,979万5千円となりました。



## (1) 決算収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引額である形式収支は、51億3,775万9千円ですが、このうち翌年度に繰越した事業に充てる財源（翌年度へ繰越すべき財源）を差し引いた実質収支額は、9億2,992万4千円のプラスとなっています。

また、前年度の実質収支額と比べると2.6%の増となり、令和元年度単年度の収支額は、2,361万6千円のプラスとなっています。

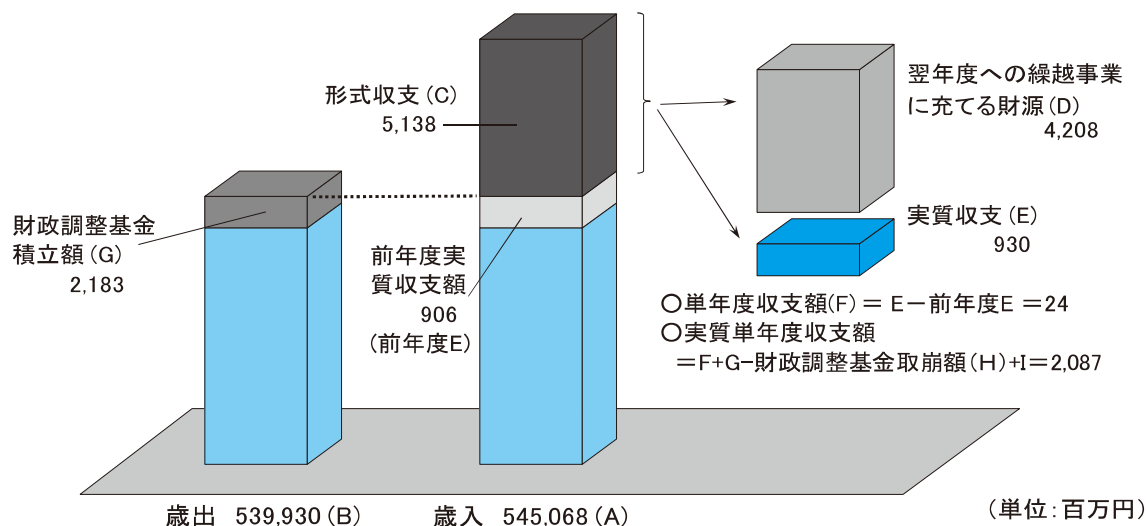
なお、財政調整基金の積立額および取崩額、地方債の繰上償還額を反映させた実質単年度収支額では、20億8,658万7千円のプラスとなっています。

### ●令和元年度一般会計決算

(単位：千円・%)

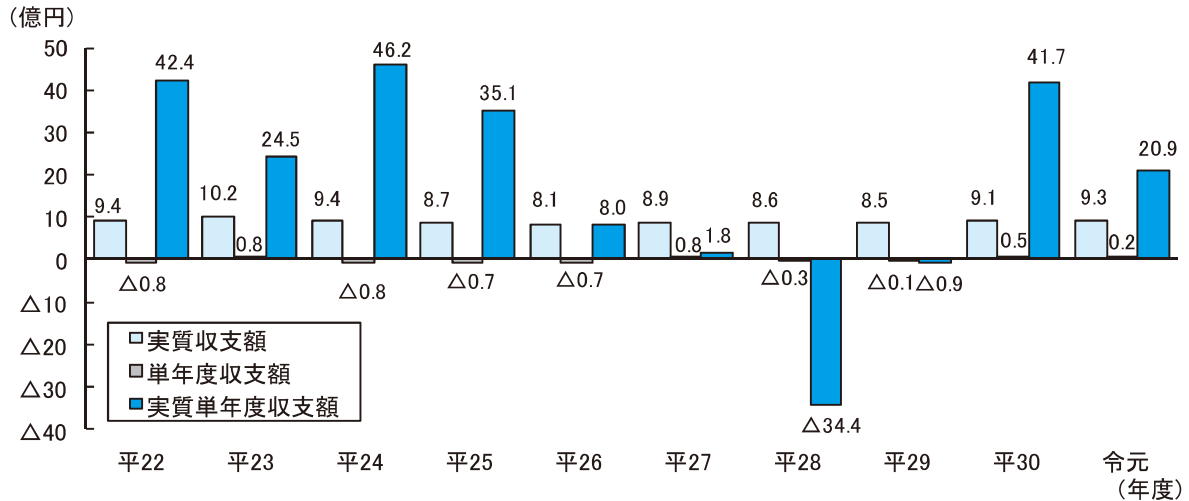
区 分	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度	
	決 算 額	対前年度比率	決 算 額	対前年度比率
歳 入 総 額 A	545,067,554	101.8	535,352,772	100.8
歳 出 総 額 B	539,929,795	101.8	530,341,620	100.6
歳入歳出差引額 (A-B) C	5,137,759	102.5	5,011,152	144.5
翌年度へ繰越すべき財源 D	4,207,835	102.5	4,104,844	157.1
(内訳) 繰越明許費	4,204,864	102.4	4,104,844	157.1
事 故 繰 越	2,971	皆増	—	—
支 払 繰 延	—	—	—	—
実 質 収 支 額 (C-D) E	929,924	102.6	906,308	106.0
単年度収支額(E-前年度のE) F	23,616		51,519	
財政調整基金積立額 G	2,182,672	53.0	4,119,118	927.0
財政調整基金取崩額 H	119,701	皆増	—	皆減
地方債繰上償還額 I	—	—	—	—
実質単年度収支額(F+G-H+I)	2,086,587		4,170,637	

### 【令和元年度収支の状況】



収支状況の推移を見ると、これまで「財政構造改革プログラム」等に基づき、歳出の削減に取り組んできたことに加え、財源不足に対し、県債の発行や基金の取り崩しで対応してきたことから、実質収支額はプラスを確保できています。なお、令和元年度は、2年連続で実質単年度収支がプラスとなりましたが、これは、後年度の財政運営や当面する課題への対応に備え、財政調整基金への積立を行ったことなどによるものです。

実質収支額、単年度収支額および実質単年度収支額の推移

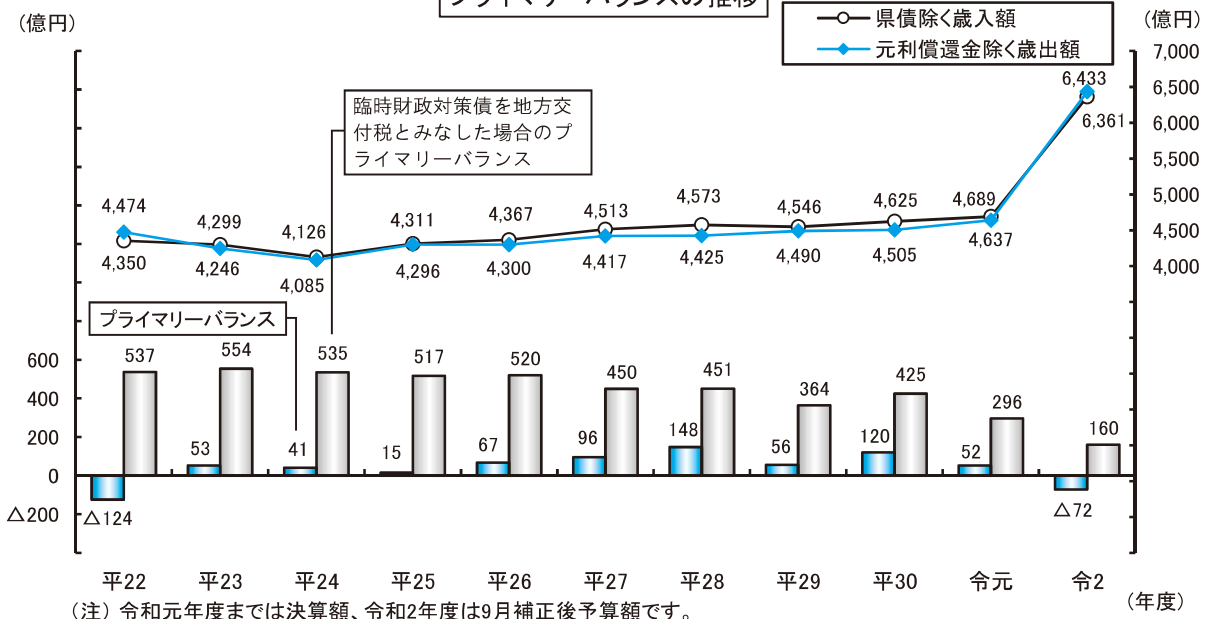


プライマリーバランス\*は、平成20年度以降、経済情勢の悪化による県税収入の減少を県債の発行で対応したことや地方交付税の振替措置として国に代わって県が借り入れている臨時財政対策債の増加などにより、マイナスに転じましたが、平成23年度に臨時財政対策債の発行が減少したことによりプラスに転じた後、プラスで推移し、令和元年度も引き続きプラスを維持しました。

なお、プライマリーバランスがプラスであれば、県債の元利償還金を除くすべての歳出が、県債以外の歳入で賄えていることとなり、逆にマイナスになると、現在の県民が県税などによって負担する以上に行政サービスを受けていることになり、将来世代に負担を先送りしている状態と言えます。

※プライマリーバランス：県債を除いた歳入決算額と県債に係る元利償還金を除いた歳出決算額の差

プライマリーバランスの推移



(注) 令和元年度までは決算額、令和2年度は9月補正後予算額です。

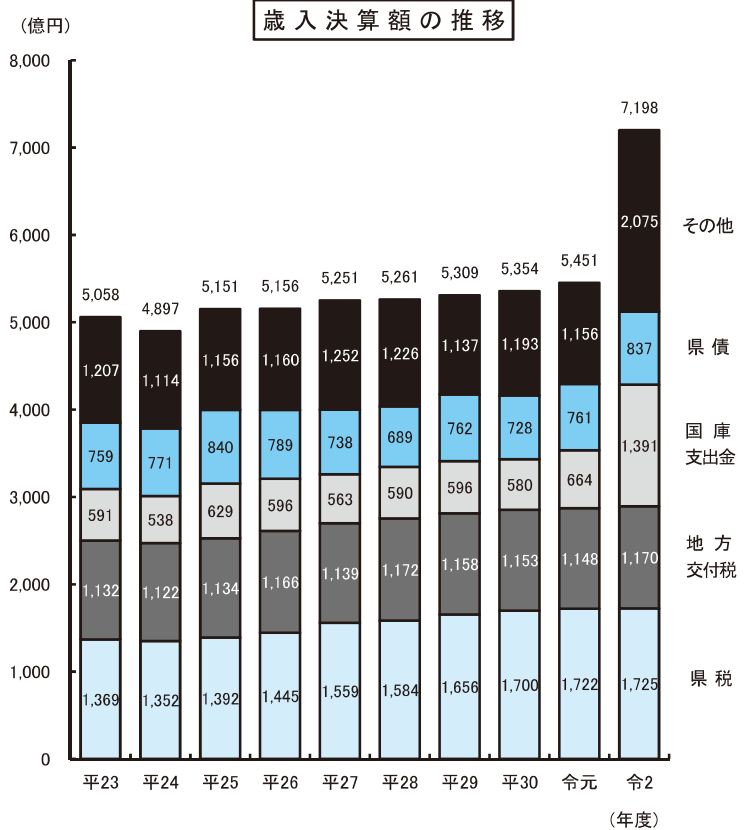
## (2) 歳入決算額

### 〇県税

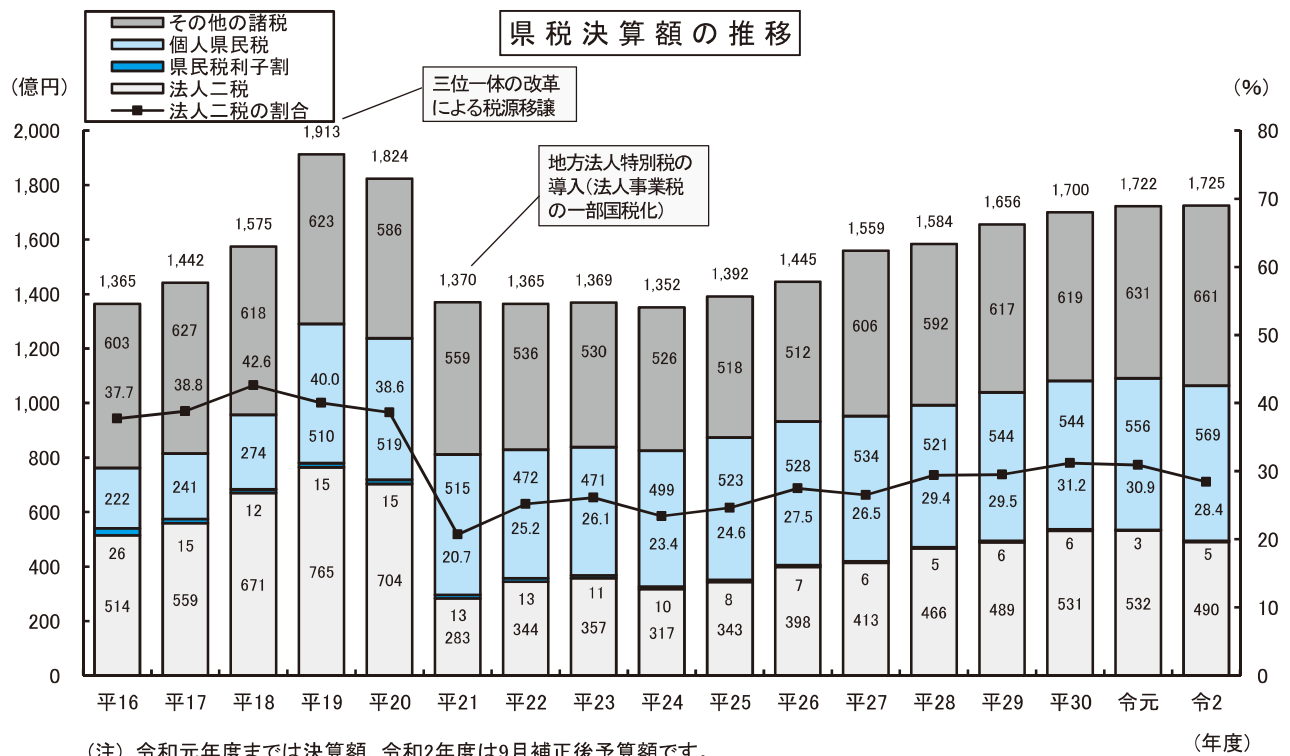
令和元年度の我が国の経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかな回復基調が続き、実質 GDP 成長率はプラスとなりました。

本県では、納税義務者数の増加などにより、個人県民税が555億5,637万5千円と前年度に比べ11億9,687万3千円、2.2%の増となるとともに、大規模な家屋の取得が前年度を大きく上回ったことなどにより、不動産取得税が47億394万7千円と前年度に比べ12億936万5千円、34.6%の増となりました。

こうしたことから、県税全体では、前年度決算額に比べて、21億6,409万8千円、1.3%増の1,722億231万9千円となりました。



(注) 令和元年度までは決算額、令和2年度は9月補正後予算額です。



(注) 令和元年度までは決算額、令和2年度は9月補正後予算額です。

## ○地方譲与税

地方法人特別譲与税が減少したことなどから、前年度に比べ 5 億 9,389 万円、2.4%減の 241 億 6,827 万 3 千円となりました。

## ○地方交付税

普通交付税が減少したことなどから、地方交付税額は、前年度に比べ 4 億 9,166 万 4 千円、0.4%減の 1,147 億 7,329 万 3 千円となりました。

## ○国庫支出金

道路修繕事業費国庫補助金や広域河川改修事業費国庫負担金などの増加により、前年度に比べ 83 億 9,614 万 4 千円、14.5%増の 664 億 1,170 万 6 千円となりました。

## ○県債

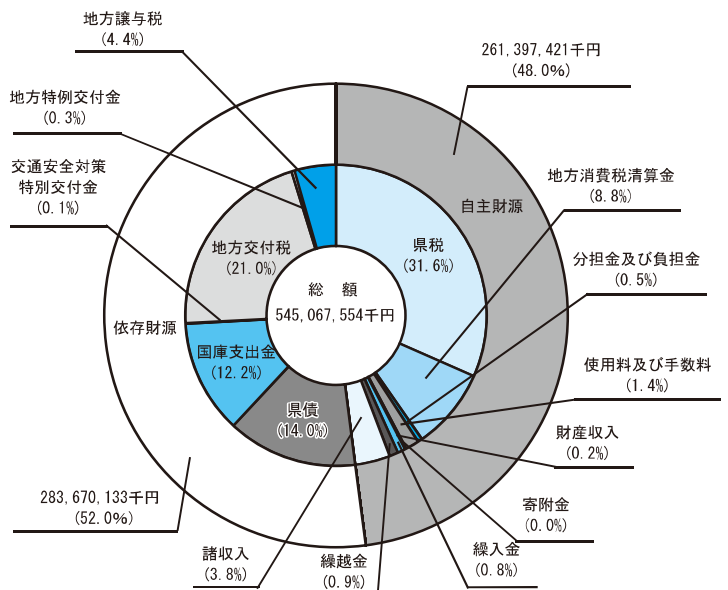
地方交付税の一部を振り替えて発行している臨時財政対策債が、前年度に比べ 61 億 1,260 万円、20.0%減少したものの、臨時財政対策債以外の県債は、公共事業の増加などにより 94 億 5,850 万円、22.4%増加したことから、全体では 33 億 4,590 万円、4.6%増の 761 億 4,500 万円となりました。

## ○一般財源比率と自主財源比率

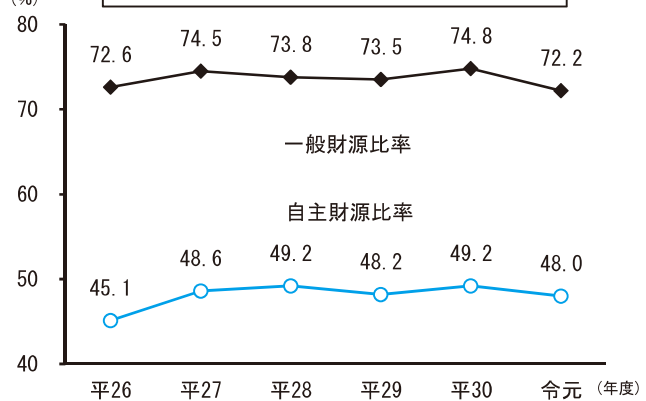
地方特例交付金等が前年度に比べ増加したものの、臨時財政対策債等が減少したことにより、歳入に占める一般財源の割合（一般財源比率）は、前年度から 2.6 ポイント低下し、72.2%となりました。

また、地方消費税清算金等の自主財源が減少したことに加え、国庫支出金や県債等の依存財源が増加したことから、歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）は、1.2 ポイント低下し、48.0%となりました。

歳入決算額の構成図



自主財源比率および一般財源比率の年度別推移

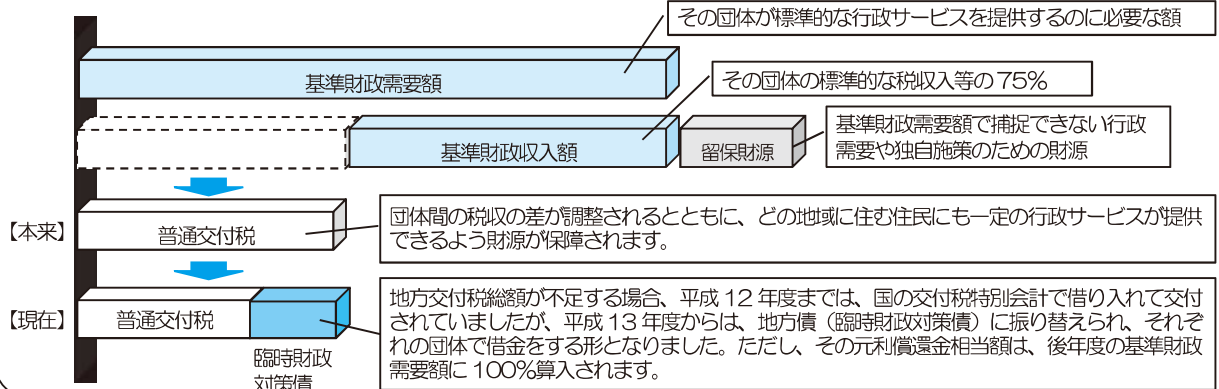


付表 第1表 令和元年度一般会計歳入決算状況 → 58 ページ

第2表 自主財源と依存財源の構成状況（一般会計） → 58 ページ

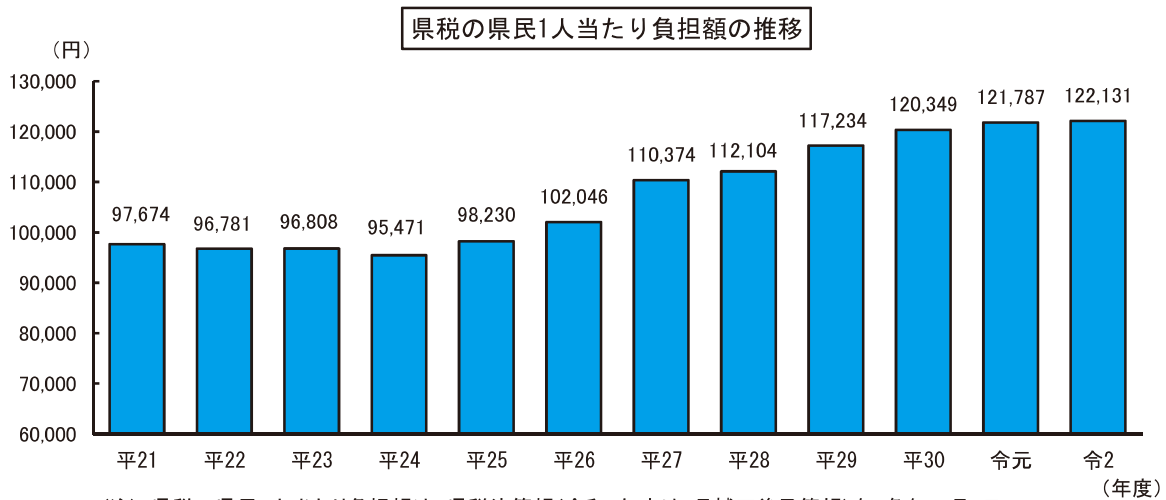
### 説明

#### 地方交付税と臨時財政対策債の仕組み



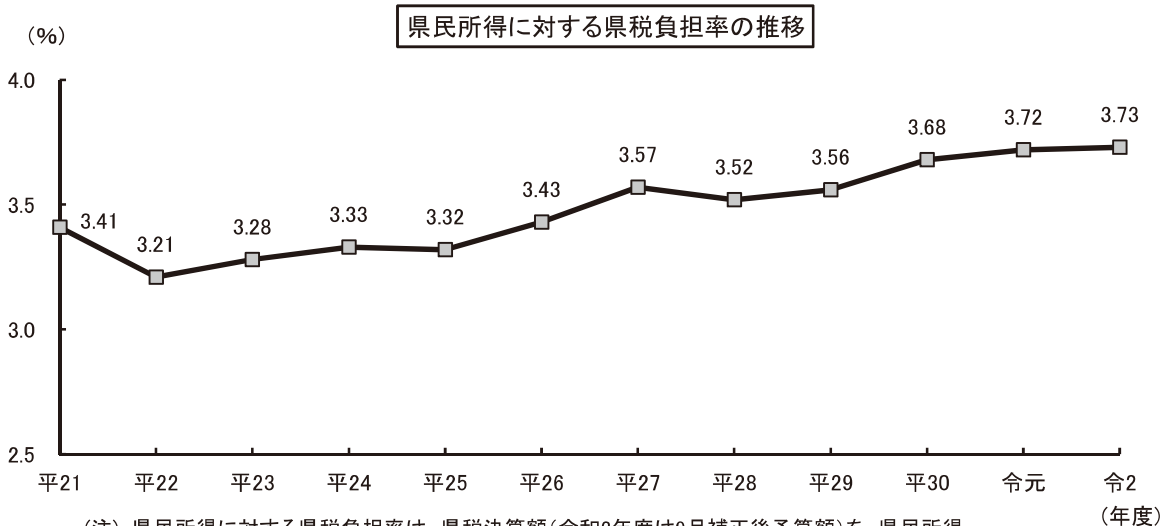
## 県民負担の状況

県の歳入で大きな割合を占める県税を県の人口で割ると、令和元年度決算額で121,787円となります。自動車取得税等が減少となる一方で、個人県民税が納税義務者の増加により増収となるとともに、不動産取得税が大規模な家屋の取得の増加により増収となったことなどから、前年度をわずかに上回る水準となっています。



(注) 県税の県民1人当たり負担額は、県税決算額(令和2年度は9月補正後予算額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成22年度および平成27年度は国勢調査人口)で除したものです。

また、県民所得に対する県税負担率は、経済情勢の悪化等に伴う県税収入の減により、平成21年度に3%程度の水準となって以降、概ね3%程度の水準で推移していましたが、近年は県税決算額の増加に伴い上昇傾向にあります。



(注) 県民所得に対する県税負担率は、県税決算額(令和2年度は9月補正後予算額)を、県民所得(平成29年度までは平成29年度滋賀県民経済計算によるもので、平成30年度および令和元年度は回帰分析による見込値、令和2年度は令和元年度と同額)で除したものです。

付表 第3表 平成30年度～令和2年度県税収入状況 → 59ページ

第4表 県民負担と県財政規模および県民所得 → 60ページ

### (3) 歳出決算額

令和元年度は、平成30年度に策定した「滋賀県基本構想」と「滋賀県行政経営方針2019」に基づき、新たな施策展開と行政経営に向けた第一歩を踏み出す重要な年度となりました。そのため、基本構想の基本理念に掲げる「変わる滋賀続く幸せ」の実現に向け、「人」、「経済」、「社会」、「環境」の4つの視点に基づく施策の具現化に取り組みました。加えて、持続可能な財政基盤の確立に向け、財政収支見通しを踏まえた収支改善の取組を歳入・歳出両面から着実に進め、中長期的な観点から財政健全化の推進を図ることを基本に施策に取り組みました。歳出規模としては、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に基づく公共事業費や施設型給付・地域型保育給付などの社会保障関係費の増などにより、3年連続で前年度を上回りました。

#### 目的別決算額

- 目的別に見ると、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に基づく公共事業費の増などにより、土木交通費で26.5%増加しています。一方、災害復旧費で65.8%、総務費で13.9%それぞれ減少しています。
- 決算額の構成比は、教育費が全体の23.7%（前年度24.2%）を占め、以下、健康医療福祉費17.4%（同16.9%）、公債費14.1%（同15.1%）、土木交通費12.7%（同10.2%）と続いています。

#### ○総務費

県債管理基金および財政調整基金の積立金の減少などにより、35億7,352万3千円、13.9%の減となりました。

#### ○健康医療福祉費

施設型給付・地域型保育給付などの社会保障関係費や地域医療介護総合確保基金の積立金の増加などにより、42億9,447万4千円、4.8%の増となりました。

#### ○農政水産業費

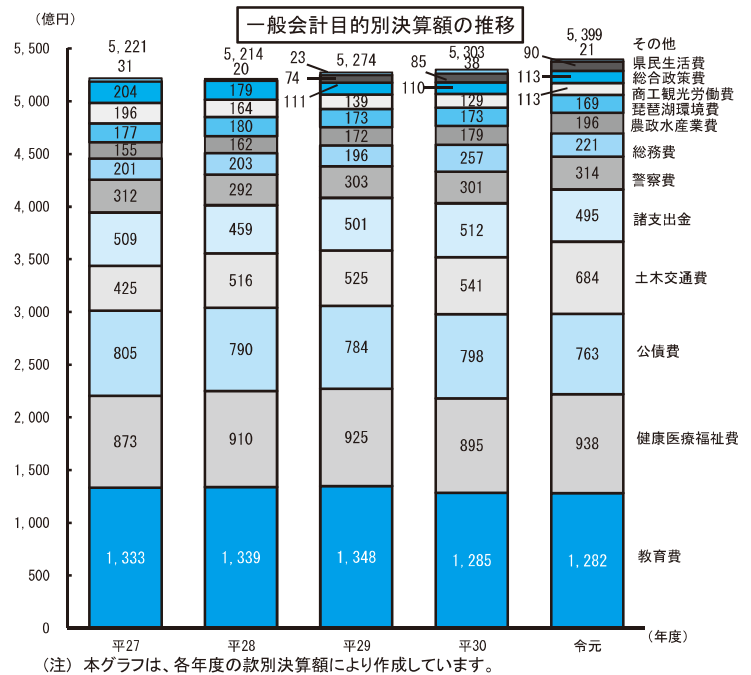
産地競争力の強化対策事業費や土地改良公共事業費の増加などにより、16億1,466万2千円、9.0%の増となりました。

#### ○土木交通費

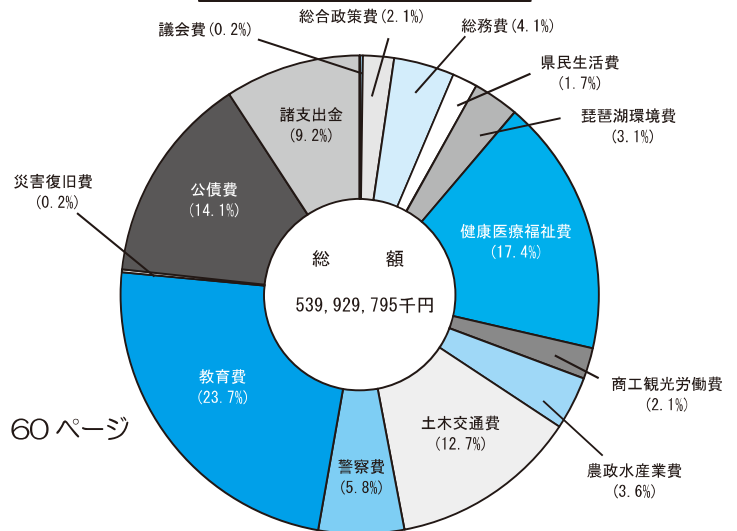
国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に伴う公共事業の増加などにより、143億2,271万2千円、26.5%の増となりました。

#### ○災害復旧費

前年度に比べ災害による被害が減少したことにより、18億2,278万2千円、65.8%の減となりました。



歳出決算額の目的別（款別）構成図



付表 第5表 令和元年度一般会計歳出決算状況 → 60ページ

## 性質別決算額

- 義務的経費については、退職者数の減少や平均年齢の低下などによる職員の新陳代謝に伴う人件費の減少などにより、前年度に比べ1.6%の減となりました。
- 投資的経費については、前年度に比べ災害の被害が減少したことにより災害復旧事業費が減少したものの、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に基づく公共事業費の増加などにより、前年度に比べ21.4%の増となりました。
- その他の経費については、県債管理基金や財政調整基金への積立金が減少したことなどから、前年度に比べ1.3%の減となりました。

### ○普通建設事業費

国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に基づく公共事業費の増加などにより、前年度に比べ182億6,839万9千円、24.7%の増となりました。

- ①補助事業費： 国の「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」に伴う公共事業を重点的に実施したことなどにより、前年度に比べ142億7,558万3千円、35.1%の増となりました。
- ②単独事業費： 運転免許センター新築整備や、びわ湖ホール施設改修に伴う経費の増加などにより、前年度に比べ27億5,541万円、9.8%の増となりました。
- ③国直轄事業負担金： 国直轄道路事業費負担金の増加などにより、前年度に比べ14億7,568万5千円、36.2%の増となりました。

### ○災害復旧事業費

前年度に比べ災害の被害が減少したことなどにより、18億6,234万9千円、68.3%の減となりました。

### ○人件費

退職者数の減少や平均年齢の低下などによる職員の新陳代謝などにより、21億3,751万6千円、1.3%の減となりました。

### ○補助費等

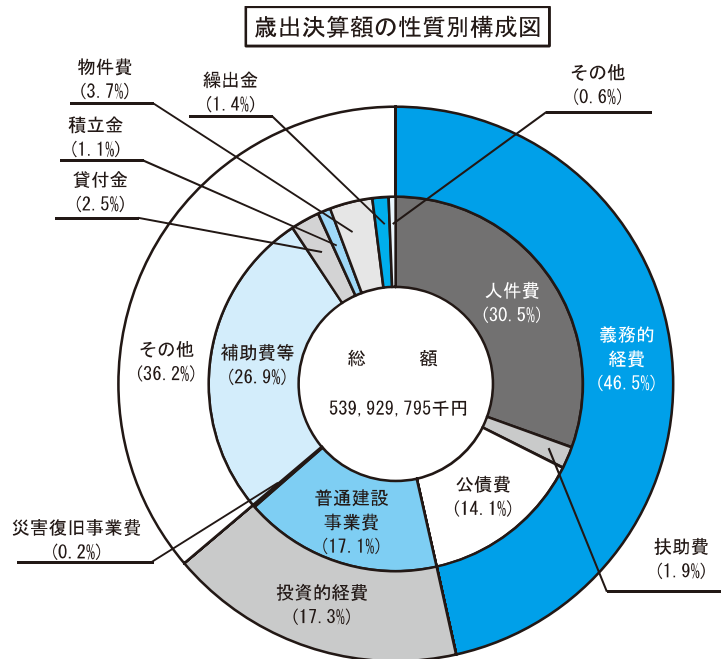
流域下水道促進費や施設型給付・地域型保育給付の増加などにより、27億7,201万5千円、1.9%の増となりました。

### ○積立金

県債管理基金、財政調整基金等への積立が減少したことなどにより、32億4,054万円、36.3%の減となりました。

### ○繰出金

流域下水道事業特別会計の廃止などにより、27億2,148万1千円、27.0%の減となりました。





## 消費税および地方消費税の税率引上げによる増収分の活用状況 (令和元年度決算)

社会保障と税の一体改革により、消費税および地方消費税の税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に活用することとしています。  
令和元年度決算における状況は次のとおりです。

### 引上げ分の地方消費税収が充当される社会保障関係施策に要する経費

**歳入** 引上げ分の地方消費税収 **10,100 百万円**

※社会保障財源化分の市町への交付金を除いています。

**歳出** 社会保障施策に要する経費 **70,787 百万円**

(内訳)

(単位：千円)

分野	事業区分	経費	財源内訳		
			特定財源 (国庫補助金等)	一般財源	
				引上げ分の 地方消費税①	その他
社会 福祉	児童福祉事業	12,843,610	1,042,916	<b>3,681,731</b>	8,118,963
	障害者福祉事業	10,548,909	1,108,845	<b>649,527</b>	8,790,537
	高齢者福祉事業	1,743,085	580,781	<b>470,237</b>	692,067
	生活保護事業	1,036,761	667,129	<b>27,768</b>	341,864
	母子福祉事業	414,349	132,755	<b>17,341</b>	264,253
	低所得者支援事業	130	97	<b>2</b>	31
	その他	1,939	1,861	<b>5</b>	73
	小計	26,588,783	3,534,384	<b>4,846,611</b>	18,207,788
社会 保険	後期高齢者医療事業	15,214,530	125,006	<b>1,294,399</b>	13,795,125
	介護保険事業	14,695,828	0	<b>1,597,269</b>	13,098,559
	国民健康保険事業	11,068,477	13,857	<b>1,794,140</b>	9,260,480
	小計	40,978,835	138,863	<b>4,685,808</b>	36,154,164
保健 衛生	感染症その他の疾病予防対策	2,119,207	1,061,001	<b>311,741</b>	746,465
	医療に係る施策事業	980,674	613,298	<b>255,523</b>	111,853
	その他	119,501	114,544	<b>305</b>	4,652
	小計	3,219,382	1,788,843	<b>567,569</b>	862,970
	合計	70,787,000	5,462,090	<b>10,099,988</b>	55,224,922

#### ○上記①のうち、社会保障施策の充実に充当した地方消費税額（引上げ分）

**5,986,105 千円**

<主な施策の内容>

・子ども・子育て支援新制度への移行に伴う経費	2,780,540 千円
・地域医療介護総合確保事業に要する経費	536,315 千円
・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充に要する経費	802,516 千円
・国民健康保険への財政支援の拡充に要する経費	368,087 千円
・難病・小児慢性特定疾患にかかる助成制度に要する経費	243,061 千円
・介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に要する経費	290,392 千円
・新しい経済政策（保育士等の処遇改善等）に要する経費	308,260 千円

#### ○上記①のうち、社会保障施策の安定化に充当した地方消費税額（引上げ分）

**4,113,883 千円**

・社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費 (介護保険給付費負担金、障害者自立支援給付費等負担金など)	3,623,916 千円
・消費税および地方消費税の税率引上げに伴う社会保障経費の増（公経済負担分）	489,967 千円

## 特別会計決算の概要

特別会計全体の歳入決算額は2,703億5,308万円、歳出決算額は2,672億1,164万円で、歳入歳出差引額は31億4,144万円となりました。

なお、主な会計別の決算の概要は、次のとおりです。

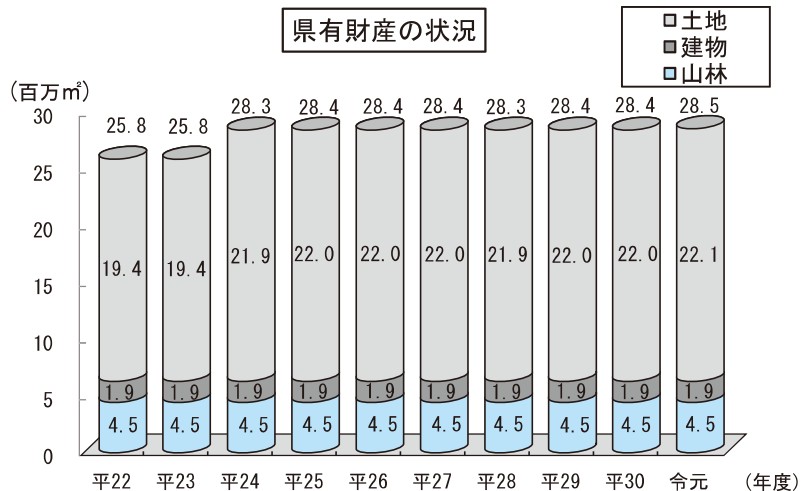
会 計	決 算 概 要
市町振興資金貸付事業	市町の振興を図るため、市町の行う公共施設等の整備事業に対して2,450万円を貸し付け、4億3,915万3千円の償還を受けました。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母および寡婦等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している子の福祉を増進するための資金として、182件、9,069万4千円を貸し付けました。
中小企業支援資金貸付事業	中小企業者の育成強化や経営基盤強化を図るための高度化資金貸付金等について、1億3,190万円の償還を受けました。
林業・木材産業改善資金貸付事業	木材産業の振興を図るための木材産業等高度化推進資金貸付金の原資として1億1,000万円を貸し付けました。
公債管理	県債発行額および公債費の実質償還額の明確化を図り、公債費を一元管理するための特別会計として、1,466億977万4千円の元利償還等を行いました。
国民健康保険事業	国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施等を図るため、医療費（保険給付に必要な費用）として909億1,668万7千円を支出するとともに、国民健康保険運営方針に基づき、保健事業の推進と医療費の適正化などに取り組みました。

付表 第7表 令和元年度特別会計歳入歳出決算状況 → 62 ページ

## 県有財産の状況

県は、県民のみなさんに利用していただくための文化施設や社会福祉施設、学校、公園などの土地や建物のほか、山林、有価証券などの財産を所有しています。

令和2年3月31日現在の県有財産は、土地2,212万4千㎡、建物187万1千㎡、基金835億8,600万1千円などとなっています。



付表 第16表 県有財産現在高状況（令和2年3月31日現在） → 69 ページ

## 普通会計決算の概要

### ○決算収支の状況

令和元年度の普通会計決算額は、歳入が前年度に比べて89億5,146万5千円増の5,256億2,029万円、歳出が88億6,607万5千円増の5,199億5,500万9千円となりました。

実質収支は、前年度に比べて1,677万6千円減の10億7,328万9千円のプラスとなり、実質単年度収支は、20億4,619万5千円のプラスとなりました。

### ●令和元年度普通会計決算

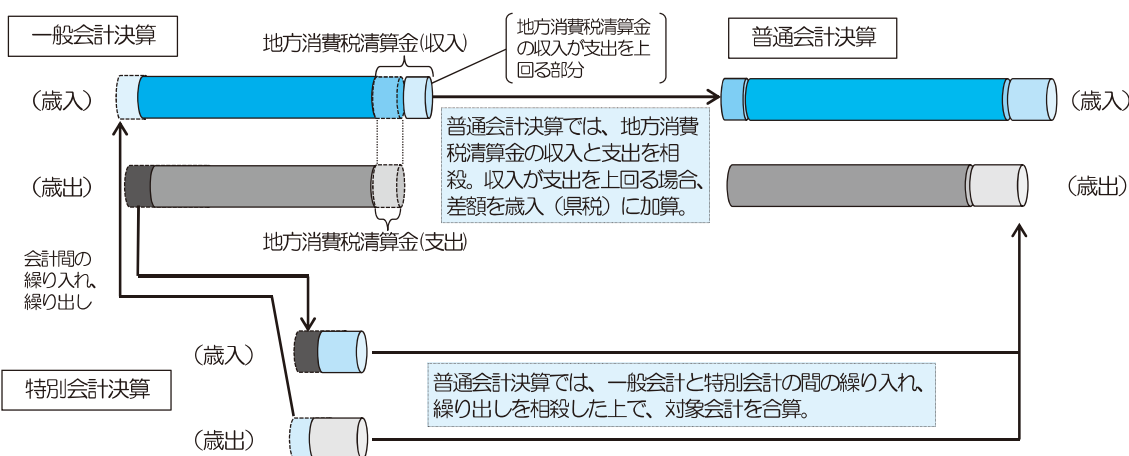
(単位：千円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳入総額 A	525,620,290	101.7	516,668,825	100.9
歳出総額 B	519,955,009	101.7	511,088,934	100.6
歳入歳出差引額 (A-B) C	5,665,281	101.5	5,579,891	137.2
翌年度へ繰越すべき財源 D	4,591,992	102.3	4,489,826	147.8
実質収支額 (C-D) E	1,073,289	98.5	1,090,065	105.8
単年度収支額 (E-前年度のE) F	△ 16,776		59,275	
財政調整基金積立額 G	2,182,672	53.0	4,119,118	927.0
財政調整基金取崩額 H	119,701	皆増	—	皆減
地方債繰上償還額 I	—	—	—	—
実質単年度収支額 (F+G-H+I)	2,046,195		4,178,393	

### 説明

普通会計は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせたもので、その決算額は、各会計間における繰り出しや繰り入れなどの重複額を調整した純計額で示しています。これは、地方公共団体ごとに設置している会計の種類やその範囲などが異なっていることから、財政比較や統一的な把握を目的として、統計上設けられた会計区分です。

本県の普通会計は、一般会計と11の特別会計のうち公営事業会計として整理する国民健康保険事業を除く会計を合わせて、重複の調整を行い、純計額で表したものとなります。なお、普通会計決算額が一般会計決算額(2ページ参照)より小さくなっていますが、これは一般会計の歳入および歳出にそれぞれ計上されている「地方消費税清算金」の重複を調整していることによるものです。



付表 第8表 令和元年度普通会計歳入決算状況 → 62ページ

第9表 令和元年度普通会計目的別歳出決算状況 → 63ページ

第10表 令和元年度普通会計性質別歳出決算状況 → 63ページ

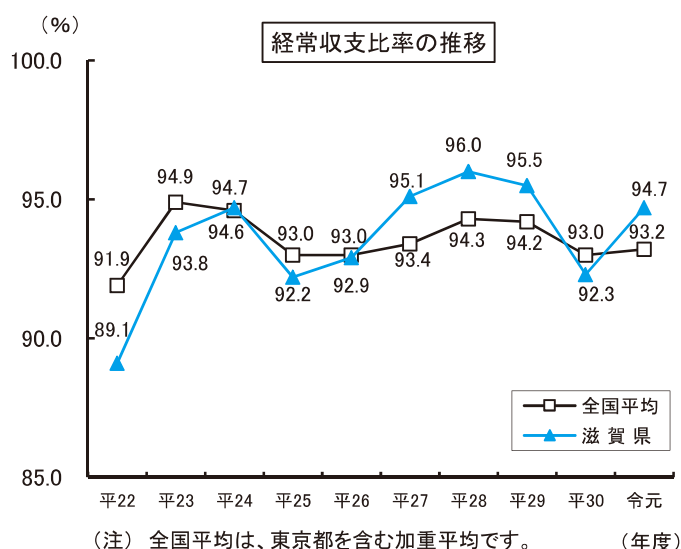
## 財政指標から見た滋賀県財政

### 《令和元年度普通会計決算による財政指標》

	滋賀県	全国平均
経常収支比率	94.7%	93.2%
実質公債費比率	10.9%	10.5%
将来負担比率	202.1%	172.9%
財政力指数	0.573	0.522

### ○経常収支比率

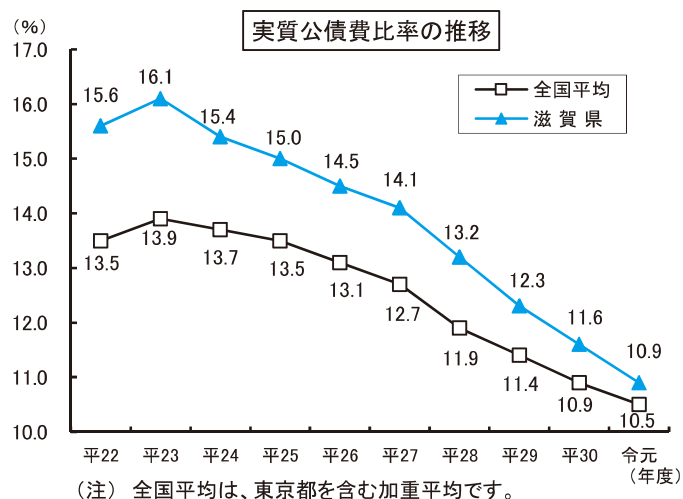
人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される使途の特定されない一般財源がどれだけ使われているかを示す指標で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。



### ○実質公債費比率

県税や普通交付税など使途が特定されていない財源のうち、公営企業会計における借入金の返済に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。この比率が18%未満の団体は、民間資金等を活用した地方債について国への届出による発行が可能となり、18%以上の団体は、地方債の発行に際しては国の許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、25%以上の団体は「財政健全化計画」を、35%以上の団体は「財政再生計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。



### 説明

#### 一般財源とは

県税や地方交付税のように、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。一方、国庫支出金のように、使途が決まっている財源を「特定財源」といいます。

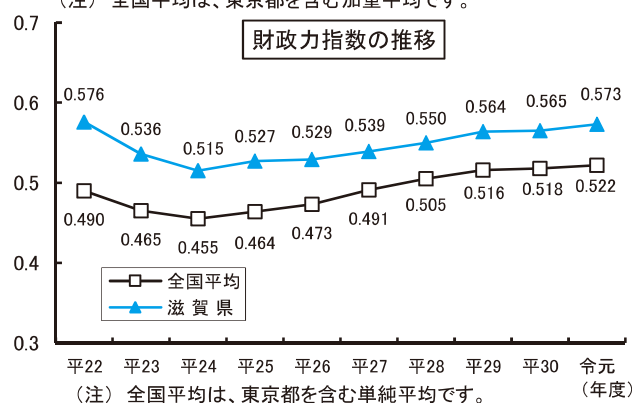
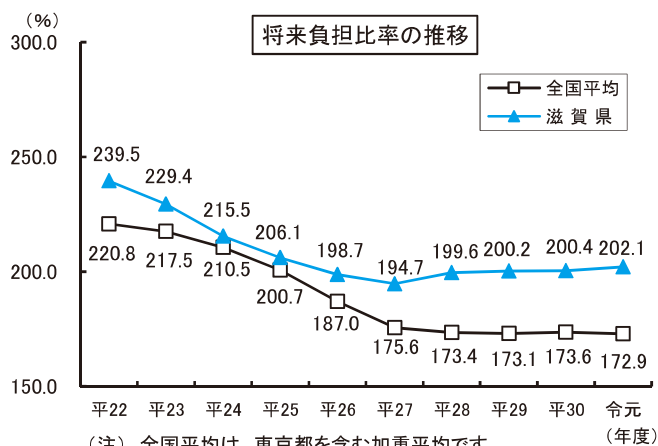
## ○将来負担比率

地方債の償還金や職員の退職手当、損失補償等を行っている出資法人等に係る負担見込額など、将来の負担として見込まれる実質的な負債の残高を指標化し、県税や普通交付税など使途が特定されていない財源に対する比率として表したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、この比率が400%以上の団体は「財政健全化計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。

## ○財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税金等がどれだけあるかを示した指標で、過去3カ年の平均値で表します。



## (参考)

$$\text{經常収支比率} = \frac{\text{經常経費充当一般財源の額}}{\text{經常一般財源} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補填債特例分}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質公債費比率} = \left( \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \text{の3カ年分合計} \right) \times 1 / 3 \times 100 (\%)$$

A = 元利償還金 (次の①～⑤を除く。①公営企業債の元利償還金、②繰上償還を行ったもの、③借換債を財源として償還を行ったもの、④満期一括償還方式の場合の元金償還金、⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。)

B = 元利償還金に準ずるもの (準元利償還金)

※ 「準元利償還金」とは、①満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰入金、③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、⑤一時借入金の利子をいう。

C = AまたはBに充てられた特定財源

D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E = 標準財政規模

$$\text{将来負担比率} = \left( \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \right) \times 100 (\%)$$

・将来負担額：aからjまでの合計額

a = 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

b = 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

c = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入金見込額

d = 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

e = 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額) のうち、一般会計等の負担見込額

f = 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

g = 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

h = 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

i = 連結実質赤字額

j = 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：aからhまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3カ年の平均値}$$

実質公債費比率などの健全化判断比率については、41 ページ以降に詳しく掲載しています。